

会社法における特別清算 時の調査命令申立権

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 34

【要約】

「会社法」が、今年5月1日に施行された。

この会社法は、以前、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっていたのでそれをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

株主の権利の中には、特別清算開始後、裁判所に、調査委員を選任して会社の調査を命じることを請求できるという「特別清算時の調査命令申立権」が存在する。

「特別清算時の調査命令申立権」は会社法でも維持されているが、行使要件などに少々変更がある。ここではこの点につき検討する。

1. 特別清算時の調査命令申立権とは

「特別清算時の調査命令申立権」とは、特別清算開始後、会社の財産の状況に鑑みて、業務及び財産の状況などの調査が必要な場合に、**裁判所に、調査委員を選任して会社の調査を命じる処分を出すことを申立てる（請求する）ことができるという株主の権利**である（注1）。

後述する一定の行使要件をみたした株主が行使できるとされている。

会社法では、**522条**で規定されている。

特別清算とは、解散決議等により清算手続に入った株式会社（**清算株式会社**）に、清算の遂行に著しい支障を来すべき事情や、会社の財産がその債務を完済するのに足りない状態（**債務超過**）にある疑いがある場合に、株主、債権者、清算人などの申立を受けて裁判所が開始を決定する清算手続のこと。通常の清算手続きより、債権者保護のために**裁判所の関与を強めた手続**となっている（注2）（注3）。

（注1）清算人、監査役、債権の申出をした債権者その他清算株式会社に知れている債権者の債権の総額の10%以上に当たる債権を有する債権者にも、特別清算時の調査命令申立権が与えられている。

（注2）特別清算については、会社法510条以下を参照。

（注3）特別清算にかかわる会社法における改正点については、相澤哲（法務省大臣官房参事官）編著「一問一答 新・会社法」（商事法務、2005年）の170ページ以下参照。

2 . 特別清算時の調査命令申立権の行使要件

(1) 会社法における変更点

会社法では、大雑把に言って、「特別清算時の調査命令申立権」の行使要件につき次のような改正がされた。

議決権基準に加え、株式数基準を導入。

「公開会社」でない場合、6ヶ月の保有要件がない

行使要件を定款で緩和できる。

(2) 特別清算時の調査命令申立権の行使要件の概要

会社法上の「特別清算時の調査命令申立権」の行使要件は、株式会社を次の2つに分けて考えることになる。

1. 「公開会社」である会社^(注4)

2. 「公開会社」でない会社

(注4) 上場会社は、上記1の類型にあたることになるだろう。

「公開会社」という用語は、会社法で次のように定義されている。

公開会社^(注5)

その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである(会社法2条5号)。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。

(注5) 次のレポート参照。

・「新生『会社法』の気になる用語Q & A (1)」(横山淳、2005.6.30 作成)

よって、「特別清算時の調査命令申立権(会社法522条)」に関する株主の行使要件は、次のとおりである。

1. 「公開会社」である会社

【議決権基準】 総株主^(注6)の議決権の3%〔定款で引下げ可能〕

もしくは、

【株式数基準】 発行済株式^(注7)の3%〔定款で引下げ可能〕

6ヶ月保有〔定款で短縮可能〕

2. 「公開会社」でない会社

【議決権基準】 総株主^(注8)の議決権の3%〔定款で引下げ可能〕

もしくは、

【株式数基準】 発行済株式^(注9)の3%〔定款で引下げ可能〕

(なし)

(注6) ここでいう「総株主」からは、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主が除かれる(会社法522条1項)。

(注7) ここでいう「発行済株式」からは、自己株式が除かれる(会社法522条1項)。

(注8) 前記の「(注6)」参照。

(注9) 前記の「(注7)」参照。